

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第27号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年総社市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、総社市職員給与条例(平成17年総社市条例第41号。以下「給与条例」という。)第26条第6項及び第32条の規定に基づき、職員の期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 給与条例第26条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「基準日」という。)に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしている職員(以下「育児休業職員」という。)のうち、総社市職員の育児休業等に関する条例(平成17年総社市条例第31号。以下「育児休業条例」という。)第7条第1項に規定する職員以外の職員</p> <p>(加算を受ける職員及び加算割合)</p> <p>第8条 給与条例第26条第5項の規則で定めるものは、別表第1の職員の項に掲げる職員とする。</p> <p>2 給与条例第26条第5項の規則で定める職員の区分は、別表第1の職員</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、総社市職員給与条例(平成17年総社市条例第41号。以下「給与条例」という。)第26条第5項及び第31条の規定に基づき、職員の期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 給与条例第26条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「基準日」という。)に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしている職員(以下「育児休業職員」という。)のうち、総社市職員の育児休業等に関する条例(平成17年総社市条例第31号。以下「育児休業条例」という。)第5条の2第1項に規定する職員以外の職員</p> <p>(加算を受ける職員及び加算割合)</p> <p>第8条 給与条例第26条第4項の規則で定めるものは、別表第1の職員の項に掲げる職員とする。</p> <p>2 給与条例第26条第4項の規則で定める職員の区分は、別表第1の職員</p>

改正後	改正前
<p>の項に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合の項に定める割合とする。</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第9条 給与条例第27条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>(3) 育児休業職員のうち、育児休業条例第7条第2項に規定する職員以外の職員</p> <p>(勤勉手当の支給割合)</p> <p>第11条 給与条例第27条第2項に規定する割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)に第15条に規定する職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(6)略</p> <p>(7) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間</p> <p>(8)略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第15条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。)以外の職員 100分の30以上<u>100分の95</u>以下</p>	<p>の項に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合の項に定める割合とする。</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第9条 給与条例第27条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>(3) 育児休業職員のうち、育児休業条例第5条の2第2項に規定する職員以外の職員</p> <p>(勤勉手当の支給割合)</p> <p>第11条 給与条例第27条第2項に規定する割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)に第5条に規定する職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(6)略</p> <p>(7) 育児休業法第9条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間</p> <p>(8)略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第15条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。)以外の職員 100分の30以上<u>100分の90</u>以下</p>

改 正 後	改 正 前
(2) 再任用職員 <u>100分の45</u> 以下	(2) 再任用職員 <u>100分の42.5</u> 以下

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。